

令和 3 年度第 1 回茅ヶ崎市スポーツ推進審議会
議案書及び議案説明資料

趣旨

令和3年4月13日付けで、令和3年度社会体育関係団体への補助金の交付に関し、茅ヶ崎市長より諮問がされている。この諮問はスポーツ基本法第35条に基づくものであり、地方公共団体がスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならないとされている。

内容については、資料1-2の別紙記載の1～4団体に対し、生涯スポーツの推進とスポーツ・レクリエーション活動の普及振興を図り、市民の健康の保持増進と体力の向上に寄与することを目的として、それぞれの活動経費の一部について補助するものである。

また、各団体の事業計画及び予算書については、資料1-2のとおりである。

なお、茅ヶ崎市レクリエーション協会事業費補助金、茅ヶ崎市婦人軽スポーツ連盟事業費補助金、茅ヶ崎市スポーツ推進委員協議会事業費補助金については、令和3年度の市事業実施方針に基づき、休止となっている。

※資料1-2 「令和3年度社会体育関係団体への補助金について（諮問）」